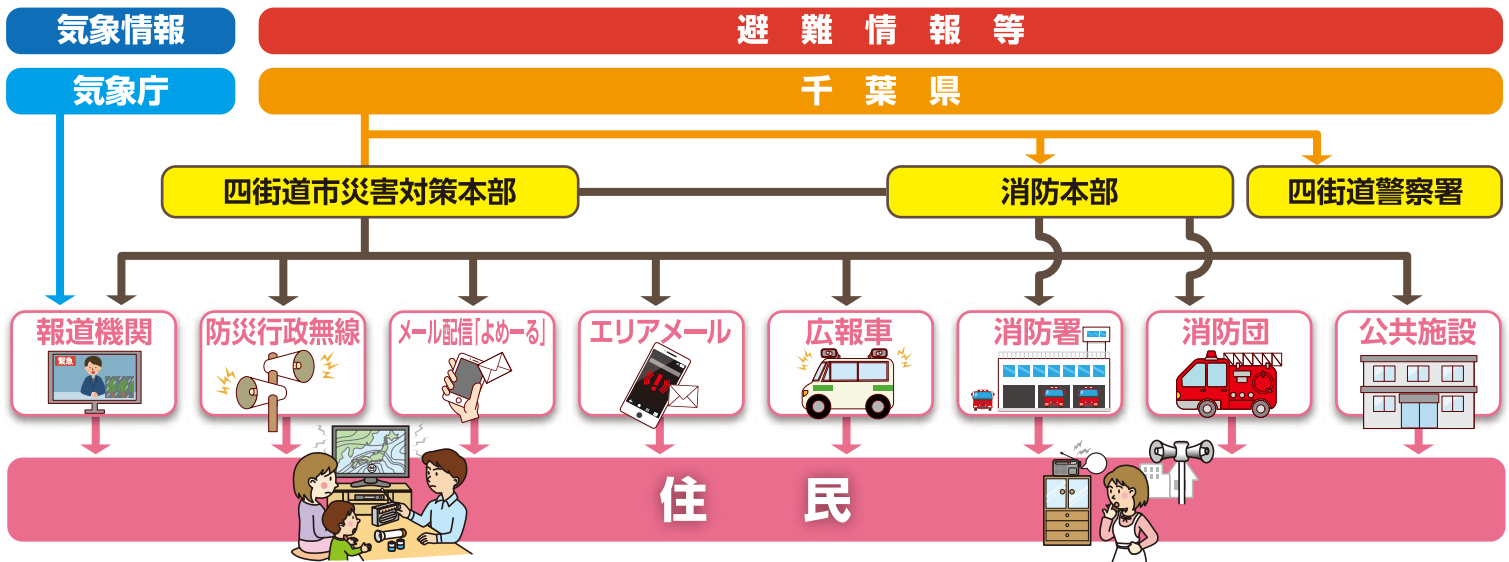


# 1. 避難に関する情報

## 情報伝達経路



## 避難に関する情報の確認

※市役所からは避難に関する情報が様々な方法で発信されます(防災行政無線・メール配信(よめーる)・Facebook・LINE・ケーブルネット296・市公式ホームページ・広報車など)。事前に伝達方法を確認しておきましょう。

市役所からの避難に関する情報は、避難する時期を判断するために重要な情報です。情報の内容や入手方法を事前に確認しておきましょう。

警戒レベル	避難行動など	避難情報等
<b>警戒レベル5</b> 命の危険 直ちに安全確保！	既に <b>災害が発生・切迫</b> している状況です。命が危険ですので、直ちに身の安全を確保しましょう。	<b>緊急安全確保</b> (市が発令)
~~~~~ 〈警戒レベル4までに必ず避難！〉 ~~~~~		
<b>警戒レベル4</b> 危険な場所から <b>全員避難</b>	災害が発生する危険が高まっています。 <b>速やかに危険な場所から避難先へ避難</b> しましょう。	<b>避難指示</b> (市が発令)
<b>警戒レベル3</b> 危険な場所から <b>高齢者等は避難</b>	<b>避難に時間を要する人(ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等)とその支援者</b> は危険な場所から避難しましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	<b>高齢者等避難</b> (市が発令)
<b>警戒レベル2</b>	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの <b>避難行動を確認</b> しましょう。	洪水注意報・大雨注意報等 (気象庁が発表)
<b>警戒レベル1</b>	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 (気象庁が発表)

## 特別警報について

気象庁は、平成25年8月30日に「特別警報」の運用を開始しました。

警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛けます。

特別警報が出た場合、お住まいの地域は数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあります。周囲の状況や四街道市から発表される避難指示などの情報に留意し、ただちに命を守るための行動をとってください。

**「特別警報」が発表されたら、ただちに命を守る行動をとってください。**

**特別警報が発表されたら**

- ・尋常でない大雨や津波等が予想されています。
- ・重大な災害が起こる可能性が非常に高まっています。
- ・ただちに身を守るために最善を尽くしてください。



現象の種類	基準
大雨 (土砂災害・浸水害)	台風や集中豪雨により数十年に一度の降水量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により
高潮	暴風が吹くと予想される場合
波浪	高潮になると予想される場合
暴風雪	高波になると予想される場合
大雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
津波	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
火山噴火	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合(大津波警報を特別警報に位置づける)
地震(地震動)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合(噴火警報(噴火警戒レベル4以上)及び噴火警報(居住地域)を特別警報に位置づける)
	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合(緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置づける)

表中の“数十年に一度”の現象に相当する降水量等の客観的な指標は気象庁ホームページで公表しています。 <http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/>